

(平成22年8月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件

鹿児島国民年金 事案 654

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年3月まで

申立期間当時は、市役所の集金人に、定期的に国民年金保険料を納付していた。引っ越し等で一部領収書はないが、国民年金保険料は欠かさず納めたと記憶しており、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金保険料の納付記録は、当初、昭和47年8月及び同年9月の国民年金保険料が未納とされていたが、申立人が所持している「国民年金保険料預り書」により、当該期間の国民年金保険料は、平成21年8月17日付けで納付済みに訂正されており、申立期間当時、申立人の納付記録が適切に管理されていなかったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和25年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年2月1日から同年3月1日まで

私は、昭和25年2月から同年11月までの間、A社のB船舶の船員として、継続し勤務していたにもかかわらず、申立期間における船員保険の加入記録が無い。

しかし、私の船員手帳には、私が申立期間中も途切れることなく、同船舶に乗船していたことが記載されているので、船員保険に加入していたと思う。

申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している船員手帳から、申立期間をすべて含む昭和25年2月1日から同年11月15日までの間、申立人が申立事業所から船員として途切れることなく雇い入れられていることが確認できる。

また、同船員手帳では、船舶名は異なるものの、申立期間の前にも、申立事業所に係る雇入期間が確認できるところ、オンライン記録では、この雇入期間と申立事業所における船員保険の加入記録がほぼ一致していることが確認できる。

さらに、オンライン記録上で申立人と同一日の資格取得者のうち、唯一連絡の取れた元同僚は、元同僚自身も船員手帳に記載されている雇入日は昭和25年2月1日となっているとした上で、「私にも申立期間の前に申立事業所に係

る船員保険の加入期間が一つあり、この期間は船員手帳上の雇入期間と一致している。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、船員手帳から確認できる雇入期間について、船員保険に加入させる取扱いを行っていたと考えられることから、申立人は、申立期間においても、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立事業所における昭和25年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の申立船舶としては、昭和26年11月16日付けで船員保険の適用事業所ではなくなっているところ、当該事業所を引き継ぐC社では、申立期間当時の申立事業所に係る関係資料を保管していないことなどから、当該期間における船員保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料等が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から51年3月までの期間及び60年4月から63年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年8月から51年3月まで
② 昭和60年4月から63年9月まで

私は、昭和48年8月に帰郷した際に、国民年金の加入手続を行った。申立期間当時は、毎月、税金等とともに国民年金保険料を集金人に納付していた。

当時の領収書は持っていないが、私の国民年金保険料については、申立期間①当時は、母親の保険料と一緒に私の母が納付し、申立期間②当時は、私の妻が納付していたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は昭和48年8月に帰郷した際に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は毎月、母親の分と一緒に集金人に納付していたと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、50年7月22日以降に払い出されていることが確認でき、その時点では、当該期間の大半は過年度保険料となるため、集金人に納付することができなかったものと考えられる上、市の国民年金被保険者記録票においても未納とされているほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②については、未納期間が42か月と長期間であり、かつ市の国民年金被保険者記録票においても未納とされている上、申立期間直後の昭和63年10月から平成3年3月までの期間について免除申請（平成7年9月に追納）を行っていることなどを踏まえると、申立人が当該期間の国民年

金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 656

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から 62 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から 62 年 4 月まで

昭和 60 年 12 月に退職して帰郷した際、母から国民年金に加入するように言われたので、母に退職金を預け、国民年金の加入手続と保険料の納付をしてもらっていた。61 年 5 月に再就職し、62 年 5 月に厚生年金保険に加入するまでの間も、生活費を含めて給料から月 10 万円ぐらいを母に渡し、その中から国民年金保険料を納付してもらっていたはずなので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらず、オンライン記録においても国民年金への加入記録は無いことから、申立人は、申立期間当時、国民年金に加入していなかったものと推認され、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとするその母親からは、申立人の国民年金の加入手続及び納付状況等について聴取することができないため、当時の状況が不明であるなど、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 490

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 5 月 26 日から 35 年 8 月 1 日まで
② 昭和 36 年 7 月 17 日から 40 年 6 月 1 日まで

ねんきん特別便を見て、自分の年金記録が脱退手当金を受給したこととされていることを初めて知った。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間②に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約9か月後の昭和41年3月25日に支給決定されていることが確認できるところ、当該事業所の健康保険・厚生年金保険被保険者名簿の備考欄には、「41年3月25日」と記載されているとともに、申立人の氏名欄の姓について、婚姻後（昭和40年10月*日婚姻）の姓に訂正されていることが確認でき、申立人の脱退手当金の請求に併せて同名簿の氏名欄の訂正が行われたものとするのが自然である。

また、上記被保険者名簿の備考欄には、脱退手当金の支給を示す「脱」表示が記載されているとともに、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

一方、申立人の年金記録において、申立期間①及び②の間に勤務していた別の事業所については脱退手当金の請求漏れが確認できるが、当該事業所は、脱退手当金を受給した事業所と厚生年金保険記号番号は同じ番号で管理されていたものの、申立期間①の事業所と名称が酷似している上、他県であったことから、脱退手当金の請求時に見落とされたものと推認でき、当該事情を勘案しても、現存する関連資料等から申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 11 月 1 日から 54 年 2 月 1 日まで
② 昭和 54 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

申立期間①についてはA社管内の小学校で、申立期間②についてはB社(現在は、C社)管内の小学校で、講師として勤務していたにもかかわらず、両申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、両申立期間中、毎月の給与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社が発行する在籍証明書等から、申立人が当該期間中、その管内の小学校講師として勤務していたことが確認できる。

しかし、申立事業所では、申立期間①当時の社会保険関係資料等を保管しておらず、当該期間に係る厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としている。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている、申立期間①及びその前後における元同僚4人のうちの1人が、「申立事業所管内の二つの学校で、それぞれ昭和53年9月1日から54年9月21日までの12か月間、引き続き同年9月30日から55年11月12日までの14か月間、講師として勤務していたが、このうちの勤務当初の3か月間は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述していることを踏まえると、申立事業所では申立期間①当時、一部の講師については、その勤務期間どおりには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が申立期間①当時、同一小学校で臨時的任用教員とした元同僚から聴取したものの、申立内容を裏付ける供述等を得られない。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間①及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

次に、申立期間②については、C社が発行する在籍証明書等では、申立人が当該期間中、その管内の小学校で臨時的任用講師として勤務していたことが確認できる。

しかし、申立事業所では、申立期間②当時の社会保険関係資料等を保管しておらず、当該期間に係る厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としている。

また、申立事業所が保管する人事関係書類により、申立期間②及びその前後に、当初の任用期間が2か月以上の臨時的任用教員が16人（申立人を除く。）確認できるところ、オンライン記録では、このうち7人にはその任用期間中に厚生年金保険の加入記録が確認できないことを踏まえると、申立事業所では申立期間②当時、一部の臨時的任用教員については、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

なお、これら元同僚7人のうちの3人は、申立事業所における各任用期間中、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間②及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月ごろから 59 年 7 月ごろまで
② 昭和 59 年 7 月ごろから同年 12 月ごろまで
③ 昭和 60 年 1 月ごろから同年 9 月ごろまで

申立期間①、②及び③については、それぞれA社、B社、C社で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、いずれの申立期間においても、各事業所で間違いなく勤務していたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は昭和 55 年 4 月ごろから 59 年 7 月ごろまでの間、A社で勤務していたとしているものの、オンライン記録では、同社の厚生年金保険の適用期間は、当該期間の途中となる 55 年 7 月 1 日から 58 年 6 月 29 日までの間となっていることが確認できる。

また、申立期間①当時の元事業主の所在は不明であることなどから、当該期間における申立人の在籍状況、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載のある申立期間①当時の元同僚の供述では、「申立事業所における私の実際の勤務期間は昭和 56 年 1 月から 60 年 3 月までの 50 か月間である。」と供述しているが、オンライン記録では、申立事業所における厚生年金保険の加入記録は、このうちの 12 か月間となっていることが確認できるとともに、別の元事務職員は、「申立事業所では申立期間当時、正社員以外に繁忙期のみ雇用する臨時

社員がおり、1、2か月ごとの現場業務に従事する短期間の臨時社員であった場合は、厚生年金保険には必ずしも加入していなかった。」と供述していることを踏まえると、申立事業所では、一部の従業員を雇用期間どおりには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、前述の被保険者原票では、申立期間①において、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

申立期間②については、B社では、申立期間②当時の関係資料等を保管していないため、当該期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としている。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間②及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

申立期間③については、C社では、「申立人は申立期間③当時、協力会社であったA社が雇用していた従業員で、申立事業所に派遣されていたとこのことを、当時のことを知る担当者から聞いている。」と回答している。

また、申立事業所では、昭和57年10月1日以降の「健康保険被保険者台帳」を保管しており、これにより、当該事業所における厚生年金保険の加入状況が分かるものの、申立人の氏名は見当たらないとしているとともに、これ以外には申立期間③当時の関連資料を保管していないため、当該期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としている。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間③及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

最後に、申立期間①、②及び③について、雇用保険の記録では、いずれの申立事業所においても申立人の雇用保険の加入記録が確認できず、また、オンライン記録では、申立人は昭和54年3月20日から平成2年6月8日までの間、国民年金に加入し、申立期間①の一部に当たる55年4月から56年3月までの期間、国民年金保険料を納付しているとともに、申立期間①、②及び③のうちの一部に当たる56年4月から58年3月までの期間、及び59年4月から60年3月までの期間は、同保険料が申請免除となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 494

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月ごろから 35 年 4 月ごろまで

私は申立期間中、A社B出張所で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、申立事業所で正社員の事務職として間違いなく勤務しており、また、申立期間当時の元出張所長及び別の事務職の元同僚は、厚生年金保険に加入しているようなので、私も加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げた元同僚の供述などから、期間の特定はできないものの、申立人がA社C支店管内のB出張所で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録では、A社B出張所という厚生年金保険の適用事業所が確認できない。

また、申立人が挙げた申立事業所の元出張所長及び同僚は、A社C支店において厚生年金保険の加入記録が確認できることから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したものの、申立期間及びその前後に、申立人の氏名は無い。

さらに、申立事業所の元出張所長は既に死亡しており、また、申立人が挙げた元同僚から聴取したものの、申立人は、申立事業所における現場雇用員であったとするのみであり、申立内容を裏付ける供述等が得られない。

加えて、A社C支店では、申立期間当時の関係書類を保管していないため、当該期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月ごろから 32 年 4 月ごろのうちの約
1 年間
② 昭和 32 年 4 月ごろから 34 年 10 月ごろのうちの約
1 年間

私は、申立期間①及び②において、それぞれA社、B社という事業所で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、いずれの事業所においても正社員として勤務しており、また、申立期間①及び②当時、一緒に両事業所で働いていた元同僚には、A社に係る厚生年金保険の加入記録があるとのことだったので、私も加入していたはずである。

両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人がA社で一緒に勤務したとする同僚の供述から、申立人が勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は当該同僚から申立事業所における厚生年金保険の加入記録があると聞いたとしているが、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、両申立期間の後となる昭和 36 年 5 月 29 日から 38 年 9 月 20 日までの間、当該事業所における加入記録が確認できるのみである上、この元同僚は、「申立期間①当時、申立人と一緒に勤務していた場所は申立事業所であったが、一緒に在籍していた事業所は、その下請会社であった。また、この下請会社では、自身を含めて全従業員が厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

また、A社は昭和40年7月25日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の元事業主も既に死亡していることなどから、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

さらに、前述の被保険者名簿に記載されている元同僚20人のうち、連絡の取れた5人から聴取したものの、申立てに関する供述等を得られない。

加えて、前述の被保険者名簿では、申立期間①はもとより、申立期間②を含むその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

次に、申立期間②については、オンライン記録等では、B社という事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、オンライン記録では、B社と名称が類似し、かつ、申立てと同一地域に所在していたC社、及び同社の本社であるD社という適用事業所が確認できるが、両事業所は、それぞれ昭和42年1月31日、37年7月31日付けで適用事業所ではなくなっており、当時の元事業主も既に死亡していることなどから、申立期間②における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

さらに、当該期間当時、一緒に申立事業所で働いていたとして挙げた元同僚は、「B社という事業所で勤務していたが、当該事業所では厚生年金保険に加入していない。」と供述しているとともに、前述のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている元同僚20人のうち、連絡の取れた5人からの聴取したものの、申立てに関する供述等を得られない。

加えて、前述の被保険者名簿では、申立期間②及びその前後に、申立人の氏名はもとより、前述の元同僚の氏名も無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月から 47 年 12 月 22 日まで

私は昭和 46 年 3 月から 48 年 1 月までの間、A 社の船員として途切れることなく、勤務していたにもかかわらず、申立期間における船員保険の加入記録が無い。

しかし、私は申立期間中、B 船舶という外国籍の船舶に乗船し、申立事業所から給料をもらっていたので、船員保険に加入していたはずである。

申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げた元同僚を含む複数の元同僚の供述などから、申立人が申立期間当時、B 船舶という船舶に乗船していたことが推認できる。

しかし、A 社という名称の適用事業所は、平成 6 年 1 月 1 日付けで船員保険の適用事業所ではなくなっている上、会社更生法の適用を受けた同社を平成 15 年以降引き継いだとする C 社では、申立期間当時の申立事業所に係る関係資料を保管していないため、当該期間における申立人の在籍状況、船員保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としている。

また、申立人が申立期間当時、B 船舶へ一緒に乗船していたとして挙げた元同僚 2 人に加え、同船舶に当該期間当時、乗船していたと供述している別の元同僚 2 人の計 4 人について、オンライン記録により、申立事業所に係る船員保険の加入記録を見ると、申立人と同様に、申立人が下船待機期間であったとした昭和 47 年 12 月 22 日から、48 年 1 月 4 日又は同年 1 月 31 日までの 1 か月間確認できるのみである。

さらに、前述の元同僚 4 人のうちの 2 人は共に、「保管している船員手帳に

は、申立期間に係る記録、すなわち申立事業所から雇入れられた上で申立て船舶に乗船していたことを示す記録は書かれていない。」などとしている上、このうちの元同僚1人は、「申立て船舶に乗船していた期間中には、船員手帳ではなく、パスポートを携行していた。」と供述している。

加えて、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿では、申立人の加入記録がオンライン記録どおり、昭和47年12月22日から48年1月31日までの間となっていることが確認できるのみであり、申立期間中に、申立人の氏名はもとより、申立て船舶へ一緒に乗船していたとして挙げた元同僚二人の氏名も無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、雇用保険の記録では、申立人の申立事業所に係る雇用保険の加入記録が確認できない上、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。